

1. セキュリティ・クリアランス制度へのニーズ、あるべき方向性

（1）国際的なビジネス・共同開発等でのニーズ

- 産業界のニーズは明らか。
- 日本企業が海外でビジネスを広げていくことも大事なポイント。米国防総省の調達参加にセキュリティ・クリアランスが必要。
- 日本のセキュリティ・クリアランスの体制が甘いから、もしくは無いから、不平等な形の研究契約になっているのかもしれない。
- 高度な技術を含む共同研究、安全保障に関連する装備の共同開発、重要インフラ防護なども含む外国の調達における入札をする際にも、セキュリティ・クリアランスが求められると思う。
- セキュリティ・クリアランスが他でも役に立つという、運転免許証が運転以外の場面でも役に立つと同様のニーズも含まれる。
- 国として守らなければならない情報にアクセスする資格というのがセキュリティ・クリアランスの基本。その上で、「日本企業が海外でビジネスを広げていくために必要」という産業界の要望も重要なポイント。

（2）情報保全の必要性

- 外国との共同プロジェクトに参加できないという議論も重要だが、日本の安全保障にこういう制度が必要という議論を尽くすべき。
- 最先端半導体や量子技術は、日米など他国と分担・協力する必要があるが、その際に情報を守ることがポイント。
- セキュリティ・クリアランスの基本は戦略的不可欠性を高めるための措置であると同時に、流出すれば我が国の安全保障を脅かすことになる技術を対象とすべき。
- 日本企業の先端技術が管理体制が不十分で海外流出する事例は大変多い。流出リスクのある技術を持つ企業への対応が重要。
- ITインフラ、サイバーセキュリティに関しては、今までとは違うレベルのセキュリティが必要。

第1回会議の議論の整理（主なポイント）

（3）諸外国に通用する制度

- 肝は「相手国から信頼されるに足る実効性のある制度」という点。米国を始め諸外国に信頼されない意味がない。国家安全保障戦略に、産業界のニーズのみでなく、「主要国の情報保全の在り方を踏まえる」との言葉が入っていることは非常に重要。
- 産業界のニーズと、諸外国から信頼される制度という要素をどのように結びつけるかが大きな論点。
- 主要国、特に米国との実質的同等性をどう確保するかが最大のポイント。
- 同等性を確保することによって、外国でのビジネス活動を可能にするような制度であるべき。
- 米国の制度を参考にすべき。米国より緩い制度では、情報共有ができず現実に機能しない。
- 諸外国との実質的同等性という意味では、他国から罰則や審査の在り方に関心が向けられる。
- 外国当局との議論を踏まえることも重要。

2. ニーズにこたえるための制度設計の方向性

（1）制度の目的・既存の制度との関係性の整理

- 安全保障に重きを置いた目的か、国際研究のような場面での研究目的とみるか、色々と言われているニーズも踏まえ整理する必要。
- 今我が国にある制度との連続性も問題になってくる。これらとの関係をどう整理するかも大きな論点。
- 現行では特定秘密保護法にセキュリティ・クリアランスが定められているが、外交、防衛、防諜、テロの4分野に限定。国際共同開発の分野、経済安全保障という部分に、こういった形で法的な手当てをしていくのが喫緊の課題。

（2）対象となり得る情報の範囲

- 真に守るべき分野は何なのかを限定し、そこに厳重な鍵をかけるというSmall yard, high fenceの考え方が一つの指針。
- 米国のような情報の機密性に応じた区分が必要。
- 機密情報に該当しないが情報開示が制限されるC U I（Controlled Unclassified Information）に対応した制度を構築する必要。日本企業の米国政府調達入札の参加要件として必要。
- C U Iは、いわゆる「セキュリティ・クリアランス」の対象ではないが、ここも重要な論点。いわゆる「セキュリティ・クリアランス」の対象から漏れたとしても、民間のニーズにはかなり重要なものも含まれており、そこをどうするのか整理する必要がある。

第1回会議の議論の整理（主なポイント）

（3）信頼性の確認とプライバシー

- セキュリティ・クリアランス制度が、民間企業の労働者も含めた個人に、信頼性を確認した上で情報へのアクセス権を付与し、漏えいした場合には厳罰を科すものだとすれば、対象となる労働者の範囲や労働者に与える負担の大きさが相当程度大きなものになる。影響について相当に慎重に検討を重ねていく必要。
- 信頼性の確認というものが各省バラバラではいけない。
- プライバシーや労働法の問題について慎重に考えなければならないが、制度の必要性や合理性はあるので、一線を越えてはならない部分はあるにせよ、何らかの形で制度設計が可能。
- 労働者のプライバシー保護を念頭に、複数レベルのセキュリティ・クリアランス制度を検討すべき。特定秘密保護法は一種類しかない。
- プライバシーへの配慮とのバランスが重要だが、セキュリティ・クリアランスはあくまでも、外国での活動に参加するための入場券。それを必要とする人が受けるものであって、必要としない人に広げるものではない。

（4）その他

- 米国では、企業に対する外国関係者による所有、支配又は影響、いわゆる F O C I（Foreign Ownership, Control or Influence）と言われている制度があることを考慮する必要。
- 米国では最高レベルのセキュリティ・クリアランスを持つ労働者の平均賃金は日本円換算で1300万円超と高い。日本でも特別手当の支払など負担に報いる在り方を検討すべき。

3. 今後の議論の進め方

- 米国の制度について紹介してほしい。加えて欧州、特に高い技術力を持つ中小企業も多いドイツの制度も参考になる。日本における先行的な制度である特定秘密保護法についても紹介してほしい。
- 経済界だけでなく、経済官庁からのヒアリングも必要。
- 初めから米国のように保有者400万人の規模感で臨むのか。限られたリソースの中でどうしていくかも今後の視点として必要。
- 多くの人には馴染みのない制度なので、制度内容や必要性についてわかりやすく説明していくことが重要。
- 1年と言わず、スピード感をもって進めるべき。